

東京都アルコール健康障害対策推進計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 8 月 14 日

30 福保総企画第 310 号

(目的)

第 1 条 東京都におけるアルコール健康障害対策を推進するため、アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）第 14 条に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画として策定する東京都アルコール健康障害対策推進計画（以下「推進計画」という。）の内容に関する検討を行うことを目的として、東京都アルコール健康障害対策推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 策定委員会は、推進計画の策定について、必要な検討を行うものとする。

(構成)

第 3 条 策定委員会は、次のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体の代表
- (3) 当事者団体の代表
- (4) 酒類販売事業者団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定までとする。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 6 条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 策定委員会は、福祉保健局長が招集する。

2 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 策定委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉保健局総務部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、推進計画の策定をもってその効力を失う。